

大和市スポーツ推進審議会規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第50号

大和市スポーツ推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市スポーツ推進審議会の設置に関する条例（昭和38年大和市条例第12号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、大和市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について調査審議する。

- (1) スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) 法第35条に規定する諮問等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、スポーツ主管課において処理する。

(委任)

第9条 この規則の定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。